

緊急事態宣言発令に伴い小田原簡易裁判所の態勢について

R2.4.10 小瀧

民事係（督促を含む）

窓口・電話応対、
受付・立件
執行文交付・証明事務
保全事件
証拠保全

刑事係

刑事関係はそのまま処理を行う（公判なし。）。

一般令状の処理については4月14日、16日、21日、28日は地裁支部に依頼し、その他か簡裁にて処理を行う。